

○国土交通省告示第九百四十九号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第七条の二第三号の規定に基づき、国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十月十七日

国土交通大臣 中野 洋昌

国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を定める件平成三十一年国土交通省告示第四百三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のようにより改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改 正 後

改 正 前

者	石工事業	とび・土工事業	一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二	(略)	許可を受けようとする建設業が次の表の上欄に掲げる建設業である場合において、それぞれ同表の下欄に掲げる種目に係る登録基幹技能者講習（同表の上欄に掲げる建設業に係る建設工事に関し十年以上実務の経験を有することを受講資格の一つとし、かつ、当該受講資格を有する者が受講するものに限る。）

この告示は、公布の日から施行する。

事業者	さく井工事業	一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二	(略)	さく井工事業 一 登録さく井基幹技能者 二 登録斜面防災基幹技能

事業者	さく井工事業	一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二	(略)	さく井工事業 登録さく井基幹技能者